



鉄道車両－文字記号

JIS E 4010 : 2012

(JARI/JSA)

平成 24 年 11 月 7 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	岡 本 黙	公益財団法人鉄道総合技術研究所
(委員)	荒 井 稔	東日本旅客鉄道株式会社
	安 東 邦 夫	一般社団法人信号工業協会
	石 井 明 彦	東京都交通局
	磯 村 陽 治	一般社団法人日本鉄道施設協会
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	小 田 和 裕	日本貨物鉄道株式会社
	金 杉 和 秋	西武鉄道株式会社 (一般社団法人日本民営鉄道協会)
	櫛 田 宏 一	JFE スチール株式会社
	下 村 孝	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	西 垣 昌 司	株式会社総合車両製作所
	長谷川 豊	社団法人日本鉄道電気技術協会
	本 間 英 寿	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	松 崎 恭 三	関東分岐器株式会社 (一般社団法人鉄道分岐器工業協会)
	若 月 輝 行	大阪製鐵株式会社
	和 嶋 武 典	株式会社日立製作所交通システム社

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 48.11.1 改正：平成 24.11.7

官 報 公 示：平成 24.11.7

原案作成者：一般社団法人日本鉄道車輌工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 淡路町サニービル TEL 03-3257-1901)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：鉄道技術専門委員会（委員会長 岡本 黙）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局 技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び文字記号の分類	1
4 文字記号の決め方	2
4.1 文字記号に用いる文字	2
4.2 同じ用語についての複数の文字記号	2
4.3 対象となる用語	2
5 用語及び文字記号	2
5.1 車両記号	2
5.2 走行装置	3
5.3 集電装置及び避雷器	4
5.4 主電動機	4
5.5 制御装置及び機器	4
5.5.1 制御装置	4
5.5.2 遮断器	5
5.5.3 接触器	5
5.5.4 繼電器	6
5.5.5 検出器及び検知器	7
5.5.6 断路器及びスイッチ	7
5.5.7 変成器及びリアクトル	8
5.5.8 抵抗器及びコンデンサ	8
5.5.9 その他	8
5.6 動力発生装置（内燃機関車及び内燃動車）	9
5.7 動力伝達装置（内燃機関車及び内燃動車）	9
5.8 ブレーキ装置、弁類及び空気タンク	10
5.9 補助電源装置及び補助電動機	11
5.10 空気圧縮機	12
5.11 車室内外及び屋根	12
5.12 乗務員室関係機器及び計器	12
5.13 空気調和装置、暖房器及びファン	13
5.14 戸閉め装置	13
5.15 照明装置	13
5.16 合図、通話及び連絡装置（乗務員などへの）	13
5.17 表示装置、放送装置及びサービス機器（旅客などへの）	14

ページ

5.18 保安装置及び自動運転装置	14
解 説	15
索 引	18

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本鉄道車輌工業会（JARI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS E 4010:1985** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

鉄道車両－文字記号

Rolling stock—Lettered symbols

序文

この規格は、1973年に制定され、その後2回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1985年に行われたが、その後の鉄道車両分野へのマイクロプロセッサの応用など新技術の開発による新しい製品の出現及び製品の廃止に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点では制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、鉄道車両に関する主な文字記号について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS E 4001 鉄道車両－用語

3 用語及び文字記号の分類

- 3.1 車両記号
- 3.2 走行装置
- 3.3 集電装置及び避雷器
- 3.4 主電動機
- 3.5 制御装置及び機器
 - 3.5.1 制御装置
 - 3.5.2 遮断器
 - 3.5.3 接触器
 - 3.5.4 繼電器
 - 3.5.5 検出器及び検知器
 - 3.5.6 断路器及びスイッチ
 - 3.5.7 変成器及びリクトル
 - 3.5.8 抵抗器及びコンデンサ
 - 3.5.9 その他
- 3.6 動力発生装置（内燃機関車及び内燃動車）
- 3.7 動力伝達装置（内燃機関車及び内燃動車）